

モニタリング結果報告書

平成18年7月

政策体系	番号					
基本目標	9	高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること				
施策目標	3	高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、生活支援を推進すること				
	II	高齢者の生活支援を推進すること				
担当部局・課	主管部局・課	老健局計画課				
	関係部局・課					
実績目標1	高齢者の生活支援事業を推進し、実施市町村率が前年度を上回ること (実績目標を達成するための手段の概要)					
<p>要介護者であるかどうかにかかわらず、高齢者が住み慣れた地域社会の中で引き続き生活していくことを支援することを目的として、介護保険外のサービスとして、市町村が地域の実情に応じて実施する下記のような生活支援事業について国庫補助を行うことにより、当該事業の推進を図る。</p> <p>○関連する経費（平成17年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・地域支え合い事業 30,000百万円 (実績目標を達成するための手段に関連する事業の額は、上記の金額の内数。) <p>(評価指標の考え方)</p> <p>生活支援事業の実施市町村率は、実績目標における目標値の達成度を測定する指標である。</p> <p>生活支援事業は、市町村が任意で選択できるメニュー事業となっているため、市町村は、利用者のニーズなど地域の実情を踏まえた当該事業の実施が可能である。また、高齢者が当該事業を利用することで、住み慣れた地域で生活を継続することができる。</p>						
(評価指標) 生活支援事業の実施市町村率(各メニューごと)		H13	H14	H15	H16	H17
配食サービス(*)		73.7% (2,393)	79.0% (2,560)	79.5% (2,553)	67.5% (2,109)	65.1% (1,575)
外出支援サービス		52.8% (1,715)	59.2% (1,918)	64.9% (2,085)	62.0% (1,935)	—
寝具類洗濯等サービス		45.5% (1,479)	49.4% (1,600)	50.4% (1,619)	48.0% (1,500)	—
軽度生活支援事業		66.7% (2,166)	70.7% (2,291)	72.0% (2,314)	68.7% (2,147)	—
住宅改修支援事業		17.3%	12.9%	11.5%	9.6%	9.3%

	(561)	(418)	(371)	(300)	(225)
住宅改修理由書作成の委託助成	74.2% (2,410)	80.2% (2,598)	57.0% (1,832)	46.1% (1,440)	43.9% (1,061)
訪問理美容サービス事業	20.7% (674)	25.2% (818)	27.4% (881)	26.6% (831)	—
高齢者共同生活支援事業	0.4% (13)	0.4% (14)	0.6% (19)	0.9% (23)	0.9% (21)

(備考)

- 生活支援事業の実施市町村数（カッコ内の数値）は、各年度毎の国庫補助の交付決定ベースの数値であり、厚生労働省老健局計画課調べ。
- (*) は、平成14年度から、アセスメント、定期的な評価等の取組を行うものについて、新たに「食」の自立支援事業としてメニュー化した。
- 外出支援サービス、寝具類洗濯等サービス、軽度生活支援事業及び訪問理美容サービス事業は、三位一体改革により国庫補助を廃止し、平成17年度から一般財源化した。

(参考指標) 市町村数	H13	H14	H15	H16	H17
	3,249	3,241	3,213	3,123	2,418

(備考)

- 参考指標は、各年度4月現在。

実績目標2 | 生活支援のための施設の整備を図ること

(実績目標を達成するための手段の概要)

一人暮らしに不安を感じている高齢者や介護保険施設からの退所者など、主に生活支援が必要な高齢者が居住でき、さらに軽度の要介護者については訪問介護サービス等を利用しつつ生活を継続することが可能なケアハウスや生活支援ハウスの整備について、国庫補助を行う。

○関連する経費（平成17年度予算額）

- 地域介護・福祉空間整備等交付金 86,590百万円

(実績目標を達成するための手段に関連する事業の額は、上記の金額の内数。)

(評価指標の考え方)

生活支援ハウスの箇所数及びケアハウスの入所定員数は、生活支援のための施設の整備状況を示す指標である。

介護サービス基盤の整備が進められることにより、生活支援が必要な高齢者や介護が必要な高齢者等への支援が確保される。

(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
生活支援ハウスの箇所数	359	429	488	540	—
ケアハウスの入所定員数	53,665	59,209	63,037	66,451	—

(備考)

- 生活支援ハウスの箇所数は、厚生労働省老健局計画課調べ。
- ケアハウスの入所定員数は、「福祉行政報告例（社会福祉行政業務報告）」（厚生労

働省大臣官房統計情報部社会統計課) による。

- ・平成17年度の数值は、集計中。

(注) 第162回通常国会で成立した介護保険法等の一部を改正する法律により、

- ・「予防重視型システム」への転換(平成18年4月施行)
- ・施設給付の見直し(平成17年10月施行)
- ・新たなサービス体系の確立(平成18年4月施行)
- ・サービスの質の確保・向上(同月施行)

等の制度改正が行われた。